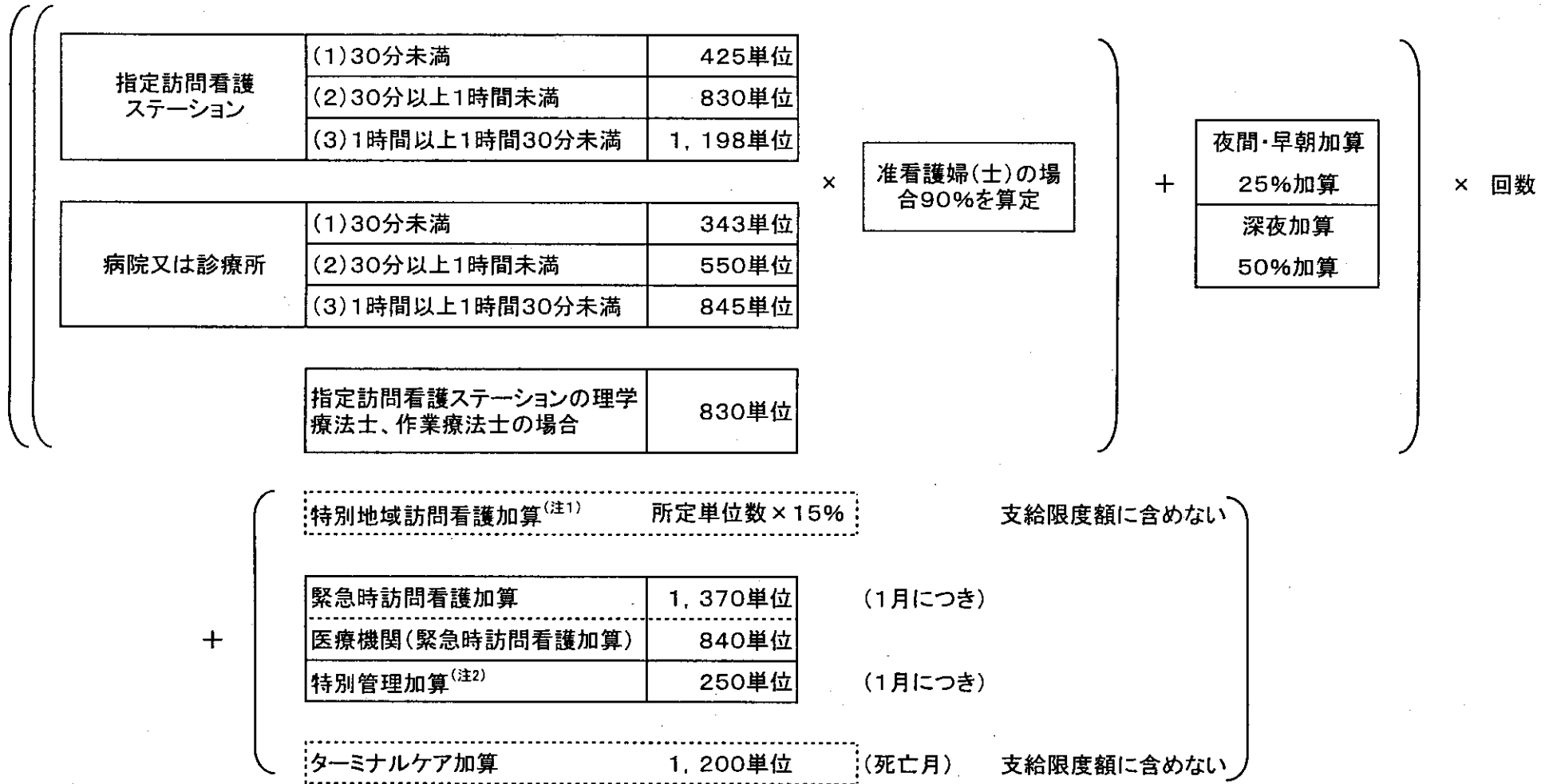


Ⅱ 訪問看護

1 訪問看護の現行の報酬体系



(注1) 特別地域訪問看護加算: 厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問看護事業所の看護婦等が訪問看護を行った場合に1回につき所定単位数に加算

①離島振興対策実施地域(離島振興法)、②奄美群島、③振興山村(山村振興法の指定する地域)、④小笠原諸島、⑤沖縄振興開発特別措置法に規定する離島、⑥人口密度が希薄・交通が不便等の理由でサービス確保が著しく困難な地域として厚生労働大臣が定めた地域

(注2) 特別管理加算: 厚生労働大臣が定める状態にあるものに、当該月の第1回目の介護保険の対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

2-1 訪問看護の報酬体系を考える視点①

現行の報酬体系

[事業所の類型及びサービス提供時間による区分]

	訪問看護ステーション	病院・診療所
30分未満	425単位	343単位
30分以上1時間未満	830単位	550単位
1時間以上1時間30分未満	1,198単位	845単位

※訪問看護ステーションの場合は、事業所の管理的経費を報酬に算入

[加算・減算]

- 夜間・早朝加算、深夜加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算
- 特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算(支給限度外)
- 准看護婦(士)の場合は90/100に減算

[退院・退所日の訪問看護の扱い]

○ 医療施設、老人保健施設からの退院・退所日当日においては、訪問看護は算定できない。

*1 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導も同様に算定不可。

*2 訪問介護、福祉用具貸与等は算定可。

[要介護者・要支援者に対する医療保険の訪問看護の適用ケース]

○ 厚生労働大臣の定める疾病等

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞蹈病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病(ヤールの臨床的症度分類がステージ3以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

- 精神障害者社会復帰施設等に入所している精神障害者
- 急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護の必要がある者(主治医の指示から14日を限度)

論点

- 事業所の類型及びサービス提供時間区分をどう考えるか。
- 加算・減算をどう考えるか。
- 退院・退所日における訪問看護の扱いをどう考えるか。
- 医療保険の訪問看護が適用できるケースをどう考えるか。

2-2 訪問看護の報酬体系を考える視点②【訪問看護ステーションの人員配置基準等】

現行の制度

[訪問看護事業所の人員配置基準]

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条)

1 訪問看護ステーション

イ 保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦又は准看護師 常勤換算方法で、2.5人以上となる員数(うち1名は常勤)

ロ 理学療法士又は作業療法士

指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

2 病院又は診療所

指定訪問看護の提供に当たる看護職員数を適当数

[従たる事業所(サテライト)の基準](通知)

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について)

- ① 利用申し込みの調整、職員に対する技術指導等の一体的運営。
- ② 職員勤務体制等の一元的管理。必要な場合に随時、主たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、主たる事業所からの代替要員の派遣)
- ③ 苦情処理等の一体的体制、同一の運営規定等

[基準該当居宅サービス]

- 事業者要件のうち、法人格、人員基準等を緩和した事業者のサービスに対し、市町村がサービス費を支給
- 認められているサービス
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

現行の制度に対する意見(訪問看護ステーション事業者)

- 訪問看護ステーションの設置基準(法人要件、人員基準、設備基準)を緩和すべきである。
 - ・在宅医療を推進する必要性(長期入院患者の受け入れ体制の基盤整備)
 - ・町村部等の訪問看護ステーションの未設置の解消

論点

- 現行の訪問看護ステーションの人員配置基準等をどう考えるか。

データ

○ 訪問看護ステーション数

	H.5	H.6	H.7	H.8	H.9	H.10	H.11	H.12
訪問看護ステーション数	277	516	822	1,374	2,048	2,756	3,570	4,730
サテライト数*	—	—	—	—	15	—	76	239
事業所のない市町村割合(%)	—	—	—	80.1	68.9	62.5	56.4	51.0
事業所もサテライトもない市町村割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	46.6
利用者数	8,262	18,798	34,093	60,815	92,622	124,310	161,910	203,573

市区2.6%
町村64.2%

市区2.3%
町村58.7%

* サテライトは平成8年4月より設置を認可。訪問看護事業の促進を図るため平成10年地域要件を緩和。

(訪問看護統計調査(平成5~11年)及び介護サービス施設・事業所調査(平成12年))

- 介護保険の訪問看護を実施している病院・診療所数 3,052(介護給付費実態調査 平成13年5月審査分)

○ 訪問看護ステーション1事業所当たり従事者数(平成12年介護サービス施設・事業所調査)

利用者数規模(人)	平均	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	100以上
従事者数	5.9	3.8	3.7	4.2	5.0	5.9	7.6	13.9
常勤換算	4.5	3.0	3.1	3.3	3.8	4.4	5.8	10.2

3 参考資料

訪問看護

I 介護給付費に関するデータ（介護給付費実態調査 平成13年5月審査分）

訪問看護総費用		7,810,387 千円									
介護総費用に占める割合		2.40 %									
		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				
利用者数	188,033	6,346	32,607	33,044	28,887	35,735	51,414	(平均要介護度) 3.13			
	100%	3.4%	17.3%	17.6%	15.4%	19.0%	27.3%				
利用者1人当たり平均単位数	／月(単位) 4,102.8	2,167.2	3,192.6	3,647.9	4,009.3	4,269.7	5,147.8				
利用者1人当たり平均利用日数	／月(日) 4.8	3.2	4.1	4.4	4.6	4.8	5.6				
利用者1日当たり平均単位数	(単位) 861.0	667.7	779.9	831.1	864.4	880.4	913.9				
		社会福祉法人(社協以外)	社会福祉法人(社協)	医療法人	社団・財団	営利法人	農協	生協	その他法人	地方公共団体(市町村)	その他
請求事業所数	8,464	456	46	3,925	936	324	78	261	150	509	1,714
	100.0%	5.4%	0.5%	46.4%	11.1%	3.8%	0.9%	3.1%	1.8%	6.0%	20.3%
1事業所当たり平均費用額	／月(円) 922,459	1,379,457	1,088,817	878,291	1,963,367	859,231	1,837,749	1,304,222	1,272,884	646,154	274,608
1事業所当たり平均利用実人数	／月(人) 22.4	30.2	26.6	21.3	41.6	18.2	47.8	29.8	31.5	20.6	9.8
利用者1人当たり平均費用額	(円) 41,159	45,615	40,987	41,139	47,225	47,257	38,451	43,821	40,426	31433.4	28140.5

訪問看護ステーション(再掲)	
請求事業所数	4,468
1事業所当たり平均費用額	1,545,340
1事業所当たり平均利用実人数	／月(人) 34.0
利用者1人当たり平均費用額	(円) 45,406

病院又は診療所(再掲)	
請求事業所数	3,052
1事業所当たり平均費用額	194,755
1事業所当たり平均利用実人数	／月(人) 9.1
利用者1人当たり平均費用額	(円) 21,353

①要介護状態区分別

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用回数	(回)	903,461	20,614	133,914	145,796	134,847	174,533	293,757
		100.0%	2.3%	14.8%	16.1%	14.9%	19.3%	32.5%
利用単位数	(千単位)	774,443	13,875	104,470	121,048	116,215	153,153	265,681
		100.0%	1.8%	13.5%	15.6%	15.0%	19.8%	34.3%
1回当たり平均単位数	(単位)	857.2	673.1	780.1	830.3	861.8	877.5	904.4

(平均要介護度)
3.33

訪問看護ステーション (再掲)								
利用回数	(回)	775,744	16,171	110,813	124,909	117,380	152,171	254,300
		100.0%	2.1%	14.3%	16.1%	15.1%	19.6%	32.8%
利用単位数	(千単位)	617,354	9,887	80,114	96,545	94,142	123,955	212,712
		100.0%	1.6%	13.0%	15.6%	15.2%	20.1%	34.5%
1回当たり平均単位数	(単位)	795.8	611.4	723.0	772.9	802.0	814.6	836.5

病院又は診療所 (再掲)								
利用回数	(回)	127,717	4,443	23,101	20,887	17,467	22,362	39,457
		100.0%	3.5%	18.1%	16.4%	13.7%	17.5%	30.9%
利用単位数	(千単位)	57,249	1,721	9,506	9,010	7,799	10,333	18,879
		100.0%	3.0%	16.6%	15.7%	13.6%	18.0%	33.0%
1回当たり平均単位数	(単位)	448.2	387.4	411.5	431.4	446.5	462.1	478.5

-29-

②各種加算・減算別 (回数に対する割合)

	加算等なし	夜間・早朝加算	深夜加算	准看護婦(士)の場合90%	准看護婦(士)夜間・早朝加算	准看護婦(士)深夜加算	特別地域訪問看護加算
訪問看護ステーション	89.1%	0.2%	0.1%	10.7%	0.0%	0.0%	2.6%
医療機関	68.6%	0.1%	0.0%	31.3%	0.0%	0.0%	6.2%

(レセプト件数に対する割合)

緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
39.2%	16.0%	0.2%
34.0%	14.5%	0.2%

* 緊急時訪問看護加算、特別管理加算は1月につき1回算定、特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算は支給限度額に含めない。

③所要時間別 (利用回数割合)

	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	計	30分以上1時間未満 (PT, OT部分) *
訪問看護ステーション	20.2%	65.3%	14.5%	100.0%	7.51%
医療機関	48.7%	46.9%	4.4%	100.0%	

* 「30分以上1時間未満 (PT, OT部分)」は訪問看護ステーションの全利用回数に占めるPT, OT部分である。

Ⅱ 介護サービス事業所に関するデータ（介護サービス施設・事業所調査 平成12年10月）

①利用者数規模別事業所数

	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	100人以上	1事業所当たり 利用者数(人)	1事業所当たり 利用者延数 (人)
訪問看護ステーション	7.4%	12.4%	16.8%	15.5%	13.7%	27.5%	5.1%	43.7	225.3
医療機関	39.0%	8.8%	4.2%	2.1%	1.2%	1.6%	0.3%	11.1	42.5

* 医療施設が行う訪問看護は推計値。

* 「9月中の1事業所当たり利用者数(人)」は、利用者不詳の事業所を除いて算出。

②訪問看護ステーションの職種別常勤換算従事者数

	従事者総数			1事業所当たり従事者数		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
従事者総数	22,302	15,820	6,482	4.72	3.34	1.37
看護婦(士)	17,527	12,725	4,802	3.71	2.69	1.02
准看護婦(士)	2,799	1,958	841	0.59	0.41	0.18
理学療法士	704	326	378	0.15	0.07	0.08
作業療法士	302	176	126	0.06	0.04	0.03
その他の職員	971	635	336	0.21	0.13	0.07

③要介護度別の訪問看護対象者割合

	利用者数(人)	構成割合(%)								9月中の利用者1 人当たり利用回 数
		総数	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他 ²	
訪問看護ステーション	203,573	100.0	3.3	13.4	13.9	13.1	16.5	22.1	17.2	5.3
医療施設 ¹	84,698	100.0	3.7	12.0	11.3	9.8	12.5	16.3	34.4	3.7
訪問看護ステーション(再掲) ³	168,597	100.0	3.9	16.2	16.8	15.8	20.0	26.7		5.1
医療施設(再掲) ³	55,554	100.0	5.6	18.3	17.2	14.9	19.1	24.9		3.8

* 1 医療施設が行う訪問看護は推計値

* 2 要介護度「その他」には、健康保険法等の利用者を含む。

* 3 訪問看護ステーション(再掲)、医療施設(再掲)は「その他」を除いた構成割合

④訪問看護ステーションの開設者別構成割合

事業所数	構成割合(%)								
	総数	地方公共団体	公的・社会保険関係団体*	社会福祉法人	医療法人	非営利活動法人(NPO)	共同組合	会社	その他
訪問看護ステーション 4,730	100.0	5.1	3.3	10.4	53.3	0.3	4.3	6.0	17.3

*「公的・社会保険関係団体」とは、日本赤十字社、厚生(医療)農業協同組合連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会、全国社会保険協会連合会をいう。

医療保険と介護保険の訪問看護費用

1 訪問看護ステーション

○ 健康保険法等による(老人)訪問看護費(1日につき)

1 (老人)訪問看護基本療養費(I)	
(1)保健婦(士)、看護婦(士)、理学療法士、作業療法士	
①週3日まで	5,300 円
②週4日目以降	6,300 円
(2)准看護婦(士)	
①週3日まで	4,800 円
②週4日目以降	5,800 円
※難病等複数回訪問加算 (厚生労働大臣の定める疾病の患者等頻回な訪問看護を行う必要のある患者)	2,500 円
2 (老人)訪問看護基本療養費(II)	1,600 円
※延長時間加算(1時間につき)	400 円
※特別地域訪問看護加算(基本療養費に50/100加算) (1, 2共通)	

+

(老人)訪問看護管理療養費(1日につき)	
①月の初日	7,050 円
②2日目以降12日まで	2,900 円
※24時間連絡体制加算(1月につき)	2,500 円
※重症者管理加算(1月につき)	2,500 円
※退院時共同指導加算(1月につき)	2,800 円

+

(老人)訪問看護情報提供療養費(1月につき)	1,500 円
-------------------------------	---------

+

(老人)訪問看護ターミナルケア療養費	12,000 円
---------------------------	----------

○ 介護保険による訪問看護(1回につき)

訪問看護費	
(1)保健婦(士)、看護婦(士)、理学療法士、作業療法士	
①30分未満	425 単位
②30分以上1時間未満	830 単位
③1時間以上1時間半まで	1,198 単位
(2)准看護婦(士)(所定単位数の90/100を算定)	

×

早期・夜間加算(訪問看護費に25/100加算)
深夜加算(訪問看護費に50/100加算)

×

特別地域加算(所定単位数に15/100加算)

(支給限度額に含めない)

+

緊急時訪問看護加算(1月につき)	1,370 単位
-------------------------	----------

+

特別管理加算(1月につき)	250 単位
----------------------	--------

+

ターミナルケア加算	1,200 単位
------------------	----------

(支給限度額に含めない)

2 医療機関

○ 健康保険法等の訪問看護に係る診療報酬

住宅患者訪問看護・指導料	
(1) 保健婦(士)、看護婦(士)、理学療法士、作業療法士	
① 週3日まで	530 点
② 週4日目以降	630 点
(2) 准看護婦(士)	
① 週3日まで	480 点
② 週4日目以降	580 点
※ 難病等複数回訪問加算 (厚生労働大臣の定める疾病の患者等頻回な訪問看護を行う必要のある患者)	250 点

+

在宅移行管理加算(医療器具使用者:退院1ヶ月)	250 点
-------------------------	-------

+

ターミナルケア加算	1,200 点
-----------	---------

○ 介護保険による訪問看護(1回につき)

訪問看護費	
(1) 保健婦(士)、看護婦(士)、理学療法士、作業療法士	
① 30分未満	343 単位
② 30分以上1時間未満	550 単位
③ 1時間以上1時間半まで	845 単位
(2) 准看護婦(士)(所定単位数の90/100を算定)	

×

早朝・夜間加算(訪問看護費に25/100加算)	
深夜加算(訪問看護費に50/100加算)	

×

特別地域加算(所定単位数に15/100加算)	
------------------------	--

(支給限度額に含めない)

+

緊急時訪問看護加算(1月につき)	840 単位
------------------	--------

+

特別管理加算(1月につき)	250 単位
---------------	--------

+

ターミナルケア加算	1,200 単位
-----------	----------

(支給限度額に含めない)